

答 申 第 55 号
令和4年10月12日

仙台市教育委員会 御中
(教育局教育人事部教職員課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年3月18日付けR3教教教第3469号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第64号

- (1) 「平成〇年〇月〇日、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』を開示としている。その中で11番『事実認識』欄において、『校長による家庭訪問(H〇.〇.〇～)』との記載がある。しかし、当方では、学校長と氏による家庭訪問を受けたこともない。被害生徒〇〇〇〇や当方家族ら全員は、誰一人も家の中において学校長と氏と会った事実はないと断言している。特に〇〇〇〇は、家庭において、中学校3年間の間で教員誰一人とも会ったことがないと証言している。上記に係ることについて、家庭訪問を行ったとされる『年月日』、『月日時間』、『家庭訪問場所(家部屋の名前や家の様子)』、『参加者名』、『〇〇〇〇と直接会って話をしたのか?』等々について、校長、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」及び「上記に記載がある学校長と氏の虚偽報告や不誠実な対応及び背信行為(嘘つき)に係る、校長、学校及び市教委(教職員課)が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2) 「『平成〇年〇月〇日、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』を開示としている。その中で11番『事実認識』欄において、『5教科個別授業(H〇.〇.〇～)』との記載がある。しかし、当方では、5教科個別授業は夏休み中の10日間しか行われなかったと記憶している。上記に係ることについて、個別授業を行ったとされる『年月日』、『5教科の教科名』、『教科担任名』、『5教科の単元名』、『5教科の単元のねらい』、『5教科の本時のねらい』、『5教科の具体的な手立て』、『5教科の評価』等々について、校長、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有す

る関係文書記録」及び「上記に記載がある学校長と氏の虚偽報告や不誠実な対応及び背信行為（嘘つき）に係る，校長，学校及び市教委（教職員課）が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (3) 『平成〇年〇月〇日，『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認，これまでの経過等』を開示としている。その中で11番『事実認識』欄において，『夏休み5教科個別授業（H〇.〇.〇～）』との記載がある。しかし，当方では，5教科個別授業は夏休み中の10日間しか行われなかったと記憶している。上記に係ることについて，個別授業を行ったとされる『年月日』，『5教科の教科名』，『教科担任名』，『5教科の単元名』，『5教科の単元のねらい』，『5教科の本時のねらい』，『5教科の具体的な手立て』，『5教科の評価』等々について，校長，学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (4) 『平成〇年〇月〇日，『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認，これまでの経過等』を開示としている。その中で11番『事実認識』欄において，『2教科個別授業（H〇.〇.〇～）』との記載がある。上記に係ることについて，個別授業を行ったとされる『年月日』，『2教科の教科名』，『教科担任名』，『2教科の単元名』，『2教科の単元のねらい』，『2教科の本時のねらい』，『2教科の具体的な手立て』，『2教科の評価』等々について，校長，学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 55 号
(諮問第 64 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(4)までの個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 31 年 3 月 11 日付け個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）について、その処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「平成〇年〇月〇日、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』を開示としている。その中で 11 番『事実認識』欄において、『校長による家庭訪問（H〇.〇.〇～）』との記載がある。しかし、当方では、学校長と氏による家庭訪問を受けたこともない。被害生徒〇〇〇〇や当方家族ら全員は、誰一人も家の中において学校長と氏と会った事実はないと断言している。特に〇〇〇〇は、家庭において、中学校 3 年間の間で教員誰一人とも会ったことがないと証言している。上記に係ることについて、家庭訪問を行ったとされる『年月日』、『月日時間』、『家庭訪問場所（家部屋の名前や家の様子）』、『参加者名』、『〇〇〇〇と直接会って話をしたのか？』等々について、校長、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録』及び「上記に記載がある学校長と氏の虚偽報告や不誠実な対応及び背信行為（嘘つき）に係る、校長、学校及び市教委（教職員課）が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」
- (2) 『平成〇年〇月〇日、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』を開示としている。その中で 11 番『事実認識』欄において、『5 教科個別授業（H〇.〇.〇～）』との記載がある。しかし、当方では、5 教科個別授業は夏休み中の 10 日間しか行われなかったと記憶している。上記に係ることについて、個別授業を行ったとされる『年月日』、『5 教科の教科名』、『教科担任名』、『5 教科の単元名』、『5 教科の単元のねらい』、『5 教科の本時のねらい』、『5 教科の具体的な手立て』、『5 教科の評価』等々について、校長、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録』及び「上記に記載がある学校長と氏の虚偽報告や不誠実な対応及び背信行為（嘘つき）に係る、校長、学校及び市教委（教職員課）が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」
- (3) 『平成〇年〇月〇日、『【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』を開示としている。その中で 11 番『事実認識』欄において、『夏休み 5 教科個別授業（H〇.〇.〇～）』との記載がある。しかし、当方では、5 教科個別授業は夏休み中の 10 日間しか行われなかったと記憶している。上記に係ることについて、

個別授業を行ったとされる『年月日』、『5教科の教科名』、『教科担任名』、『5教科の単元名』、『5教科の単元のねらい』、『5教科の本時のねらい』、『5教科の具体的な手立て』、『5教科の評価』等々について、校長、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」

- (4) 「『平成○年○月○日、『【○○○○関連】平成○年○月○日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等』を開示としている。その中で11番『事実認識』欄において、『2教科個別授業（H○.○.○～）』との記載がある。上記に係ることについて、個別授業を行ったとされる『年月日』、『2教科の教科名』、『教科担任名』、『2教科の単元名』、『2教科の単元のねらい』、『2教科の本時のねらい』、『2教科の具体的な手立て』、『2教科の評価』等々について、校長、学校及び市教委が作成した記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 「【○○○○関連】平成○年○月○日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）の通番11番の「事実認識」欄には、「校長による家庭訪問（H○.○.○～）」、「5教科個別授業（H○.○.○～）」、「夏休み5教科個別授業（H○.○.○～）」及び「2教科個別学習指導（H○.○.○～）」が行われた旨の記載がある。これらが行われたことが事実であるならば、実施された年月日や参加者名、教科名、評価等、その内容が記録されているはずである。
- (2) 請求人は、家庭において中学校3年間で教員誰一人とも会ったことがないと証言しており、また、5教科個別事業は夏休み中の10日間（実質一週間）しか行われていないことから、「校長による家庭訪問（H○.○.○～）」及び「5教科個別授業（H○.○.○～）」が行われた事実はない。当時の○○中学校長は虚偽報告や不誠実な対応及び背信行為（嘘つき）を行っており、これは「懲戒規定に該当の案件」である。このことについて請求人側は再三問い合わせているため、実施機関が聴き取り調査を行い、記録に残すことは社会通念に照らし合わせて当然である。
- (3) 請求人が開示請求した文書は、条例上の非開示情報には該当しないので、当然開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 「校長による家庭訪問（H○.○.○～）」等に係る記録文書について
「【○○○○関連】平成○年○月○日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号95）内の通番11番の「事実認識」欄に記載のある、「校長による家庭訪問（H○.○.○～）」、「5教科個別授業（H○.○.○～）」、「夏休み5教科個別授業（H○.○.○～）」及び「2教科個別学習指導（H○.○.○～）」に係る記録文書は作成しておらず、不

存在である。

実施機関における行政文書の作成については、行政文書取扱規程（平成 19 年仙台市訓令第 8 号）第 9 条第 1 項に「行政機関としての意思決定にあたっては、あらかじめ行政文書を作成しなければならない。」と規定されているほか、事務によって様式等を定めて文書の作成について規定しているものが存在する。家庭訪問や個別授業等の実施は、行政機関としての意思決定に係るものではなく、また、実施した場合の文書作成について定めた規程も存在しない。

したがって、当該文書は学校において作成が義務付けられているものではなく、また、学校において生徒への個別の指導や対応または保護者への対応等、そのすべてを文書にて記録しているわけではないため、本件のように実際の対応についての文書記録が作成されなかったとしても何ら不自然なことではない。

なお、【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）は、請求人の父から送付された文書への回答の作成にあたり、請求人の父の訴えに対する学校側の認識を整理することを目的として、関係教員に聴き取りを行ったうえ、聴き取った内容をそのまま記録し作成したものである。本件審査請求を受け実施機関より当時の〇〇中学校長に確認したところ、当該文書内の通番 11 番の「事実認識」欄の内容は、聴き取りの対象となった教員の指導手帳を基に記載したとのことだった。また、併せて、当該指導手帳は廃棄済みであることも確認した。

指導手帳は、教員が各々の学習指導上の備忘録として用いるもので、特別な事情がある場合を除き上司や同僚の教員と共有するものではなく、通常、実施機関では各々の教員の指導手帳を保管することはない。実施機関が組織的に用いるものとして保有する性質を有するものではなく、また、開示請求を受けた時点で実施機関はこれらの文書を保有していなかったことから、仮に、回答の基となった指導手帳が開示請求時点で存在したとしても、条例上開示の対象となる公文書であるとは認められない。

(2) 当時の〇〇中学校長の虚偽報告等に係る記録文書について

請求人は、「校長による家庭訪問（H〇. 〇. 〇～）」及び「5 教科個別授業（H〇. 〇. 〇～）」は行われず、当時の〇〇中学校長が虚偽報告や不誠実な対応及び背信行為（嘘つき）を行っていることから、このことについて実施機関（教職員課）が聴き取り調査を行い、その記録が存在するはずであると主張している。しかしながら、実施機関は、【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）のとおり、これらの家庭訪問や個別授業は実施されており、当時の校長の虚偽報告等の事実は存在しないと認識している。

このことについては、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号 7）において請求人の父及び母に対し既に回答しており、その後請求人の父から繰り返し行われた申立において調査が必要と思われるような新たな事実が示されることもなかったことから、当該事案に係る聴き取り調査は実施していない。したがって、当時の校長の虚偽報告等に係る記録文書は作成しておらず、不存在である。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月、担任教諭はクラスの生徒にクラスの集合写真を印刷した年賀状を送付したが、当該集合写真には請求人が写っていない。
- (2) 平成〇年〇月〇日、担任教諭は道徳の時間に、クラスの生徒が仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて互いに贈り合うという授業を行ったが、このとき他の生徒から別室にいた請求人の分をどうするか尋ねられた担任教諭は、「請求人の分は除いてよい」と話した。また、当該メッセージの一部は、同月〇日付けで発行された学級だよりにまとめられてクラスの生徒に配布されたが、請求人が書いたもの、あるいは請求人に対するものは掲載がなかった。
- (3) 請求人の父は、平成〇年〇月〇日付けで〇〇中学校長に対し、担任教諭の不適切な指導により請求人が精神的にダメージを受けたとして校長からの謝罪等を求める文書を提出した。当該文書には、〇〇中学校が教育長より「請求人の気持ちに寄り添いながら、組織として丁寧に対応する」よう指導されたことを受け、当該指導に沿った対応を行ったことを具体的に説明するよう要望する旨の記載があった。
- (4) 上記(3)の文書を受け、〇〇中学校は請求人の父からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人の父とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）を作成した。当該文書には、教育長からの指導に基づき実施したこととして、「校長による家庭訪問（H〇.〇.〇～）」、「5教科個別授業（H〇.〇.〇～）」、「夏休み5教科個別授業（H〇.〇.〇～）」及び「2教科個別学習指導（H〇.〇.〇～）」と記載した。そのうえで、「平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書」（開示資料番号7）により請求人の父に対し回答を行った。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第 48 条第 4 項の規定に基づき、実施機関に対し以下のとおり見分調査を行った。

ア 教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 55 号から同第 57 号までの審議の過程、また、請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号まで並びに同第 53 号及び同第 54 号の審議の過程で、請求人及びその家族への対応に関係する全ての記録を確認した。

イ 教育相談課執務室に保管されている一連のファイル及び同課が保存している電磁的記

録について、本件審査請求とは別に請求人の兄から申立のあった個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第 43 号から同第 47 号までの審議の過程で、請求人の兄及びその家族（請求人を含む）への対応に関する全ての記録を確認した。

ウ ○○中学校に保管されている一連のファイル及び同校が保存している電磁的記録について、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第 38 号から同第 40 号までの審議の過程で、請求人への対応に関する全ての記録を確認した。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のおおりにあるから、冒頭のおおりに判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 64 号)

年 月 日	内 容
令和 4. 3. 18	・ 諮問を受けた
4. 3. 22	・ 実施機関（教育局教育人事部教職員課）から弁明書の提出を受けた
4. 3. 25 ～ 4. 3. 27	・ 請求人から反論書の提出を受けた
4. 3. 29 (令和3年度第10回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
4. 4. 18	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
4. 6. 2 (令和4年度第1回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
4. 6. 28 (令和4年度第2回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った